

大津市各種体育・スポーツ大会激励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、各種体育・スポーツ大会に出場する選手に対して激励金を交付し、もって本市の体育・スポーツの普及と振興を図ることを目的とする。

(交付対象大会)

第2条 この要綱による激励金の交付対象となる各種体育・スポーツ大会は、次の各号に定める国際大会及び全国大会とする。

(1) 国際大会 公益財団法人日本スポーツ協会加盟競技団体の種目で、国内又は日本を除くアジア地区その他の国外で開催される予選会の代表者として、又は当該競技団体の推薦をもって出場する国際大会をいい、親善、交歓等のための大会は除く。

(2) 全国大会 公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本スポーツ協会加盟競技団体及び公益財団法人全国高等学校体育連盟並びに公益財団法人日本高等学校野球連盟が開催する大会で、単一又は複数の都道府県の区域を単位として開催される予選会の代表者として、又は公益財団法人滋賀県スポーツ協会加盟競技団体の推薦をもって出場する競技志向の全国大会をいい、全国スポーツ・レクリエーション祭等の親善、交歓等のための大会並びに小・中学校の各体育連盟及び単一職域団体が開催するものは除く。

(3) 前2号に掲げるもののほか、これらの大会に相当するものとして、市長が認める大会

(交付対象者)

第3条 この要綱による激励金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、前条に規定する大会に出場する大津市在住者で、その大会要項に基づく登録選手のみとし、監督、コーチ、マネージャー等は含まないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、大津市出身の市外在住者については、国際大会又は滋賀県代表として出場する国民スポーツ大会に出場する場合に限り、交付対象者とする。

3 第1項の規定にかかわらず、市外在住者で、市内設置高等学校に在籍しているものについては、公益財団法人全国高等学校体育連盟又は公益財団法人日本高等学校野球連盟開催の競技種目に出場する場合に限り、市内在住者とみなして、第1項の規定を適用する。

(激励金の額)

第4条 この要綱による激励金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定による激励金交付申請書（様式第1号）は、次の者から市長に提出するものとする。

(1) 公益財団法人滋賀県スポーツ協会加盟団体長

(2) 大津市スポーツ協会加盟競技団体長

(3) 学校長

(4) 選手個人（未成年の場合は、その親権者）

2 前項の申請は、原則として当該大会開催日の1か月前までに行わなければならないものとし、当該大会開催日の10日前（閉庁日を除く。）以後に行うことはできない。ただし、予選会等の開催日程の都合上これによりがたいと市長が認める場合その他やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

3 第1項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 大会要項

(2) 予選会及びそれに準ずる競技会における競技成績表又は派遣依頼書等

(3) 大会参加申込書等の選手名簿

(4) 居住状況申告書及びその内容を確認できる書類の写し（第3条第1項に該当する者に限る。）

(5) 選手経歴書（第3条第2項及び第3項に該当する者に限る。）

(6) その他市長が必要と認める書類

(激励金の交付決定通知)

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、申請者に激励金を手渡すことをもって決定通知に代えるものとする。ただし、都合により手渡すことのできない場合、口座振込で処理することができる。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、激励金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(激励金辞退の申出)

第7条 激励金の交付申請後、当該大会に不参加となった場合、速やかに激励金辞退申出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(結果報告書)

第8条 規則第14条の規定により激励金の交付を受けた者は大会終了後1か月以内に、市長に対し、激励金交付大会結果報告書（様式第4号）を提出しなければならない。

(取消通知書)

第9条 規則第19条第4項の規定による通知は、激励金交付決定取消通知書（様式第5号）により行うものとする。

(返還通知書)

第10条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、激励金返還通知書(様式第6号)により行うものとする。
(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月12日から施行し、平成24年度分の激励金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

別表（第4条関係）

大会区分		交付額	
国際大会	オリンピック大会 世界選手権大会 アジア大会	1人につき 25,000円	
	その他国際大会	年齢制限を設けていない大会	1人につき 25,000円
		年齢制限を設けている大会	1人につき 10,000円
全国大会	国民スポーツ大会	個人競技 (交付対象者が、市外のチームの登録選手として団体競技に出場する場合を含む。以下同じ。)	1人につき 5,000円
		団体競技 (市内のチームに限る。以下同じ。)	1チームにつき 50,000円。 ただし、交付対象者である登録選手が10人に満たないときは、その満たない数に5,000円を乗じて得た額を減じるものとし、交付対象者である登録選手が10人を超える場合において、登録選手のうちに中学校又は高等学校の生徒があるときは、10人を超える部分に関し、当該生徒1人につき5,000円を加算するものとする。
	公益財団法人全国高等学校体育連盟 又は公益財団法人日本高等学校野球連盟が開催する全国大会	1人につき 5,000円	
	その他全国大会	個人競技	1人につき 3,000円
団体競技		1チームにつき 30,000円。 ただし、交付対象者である登録選手が10人に満たないときは、その満たない数に3,000円を乗じて得た額を減じるものとする。	
国際大会又は全国大会に相当するものとして市長が認める大会		国際大会に相当するものにあつては国際大会の項に、全国大会に相当するものにあつては全国大会の項に、それぞれ規定する額	

備考

- 1 団体競技とは、競技ルールでチームとしてプレーする競技をいう（個人競技の団体戦は除く。）。
- 2 公益財団法人全国高等学校体育連盟又は公益財団法人日本高等学校野球連盟が開催する全国大会のうち、県内予選が個人競技の場合にあつては4人以下、団体競技の場合にあつては4チーム以下で行われるものについては、この表に定める激励金の額の5分の3の額とする。
- 3 この表のその他全国大会に該当する全国大会に出場する場合であつて、次のいずれかに該当するときの激励金の額は、この表に定める額の3分の2の額とする。ただし、大会シード選手として出場する場合及び出場に当たり高度の競争性があると認められる場合は、この限りでない。
 - (1) 予選会が開催されずに出場するとき。
 - (2) 標準記録突破による出場であるとき。
 - (3) 予選が、個人競技の場合にあつては4人以下、団体競技の場合にあつては4チーム以下で行われるとき。
- 4 「その他国際大会」の激励金交付回数は、1人又は1チームにつき1年度当たり5回を上限とする。
- 5 「その他全国大会」の激励金交付回数は、1人又は1チームにつき1年度当たり1回とする。